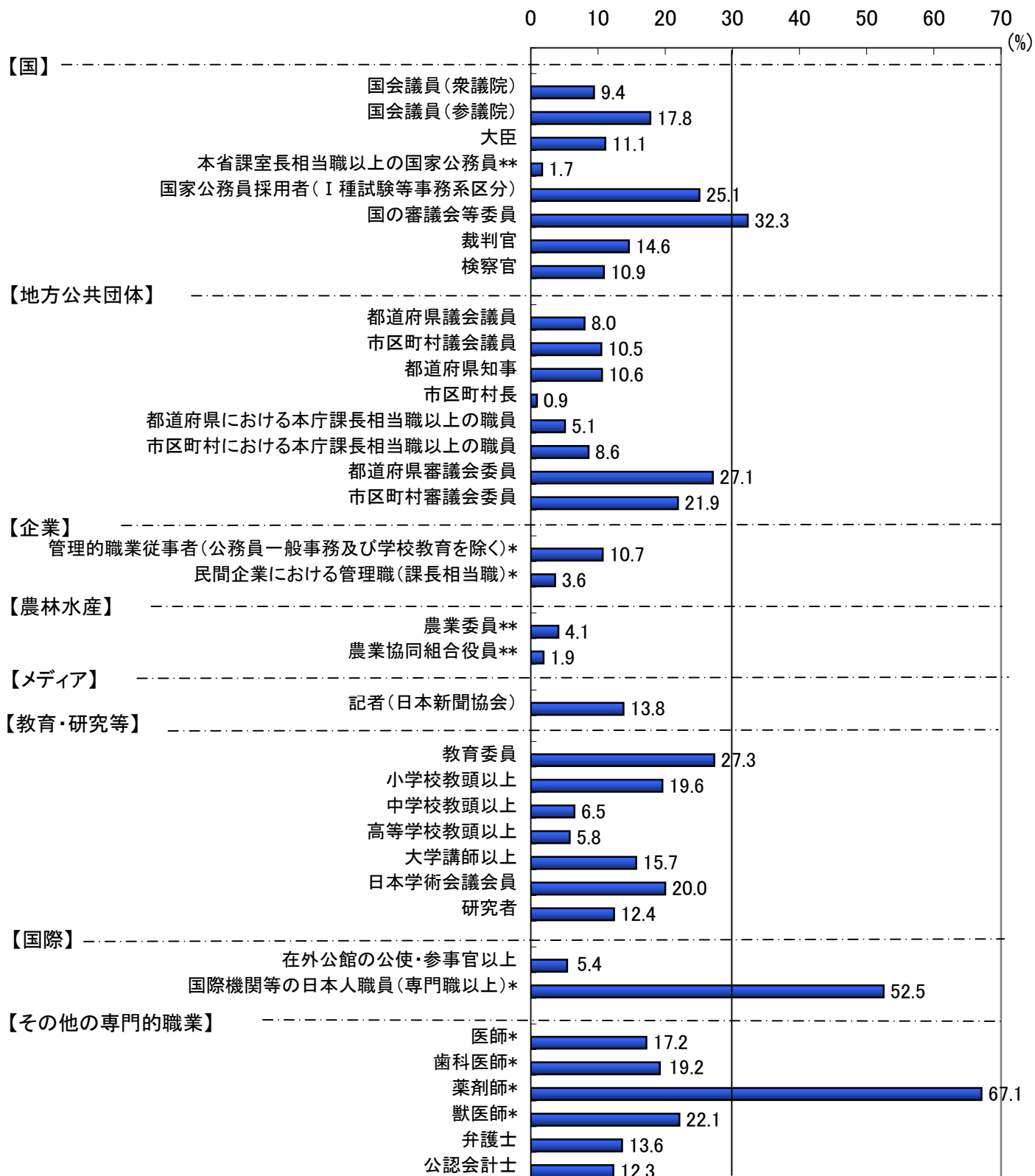


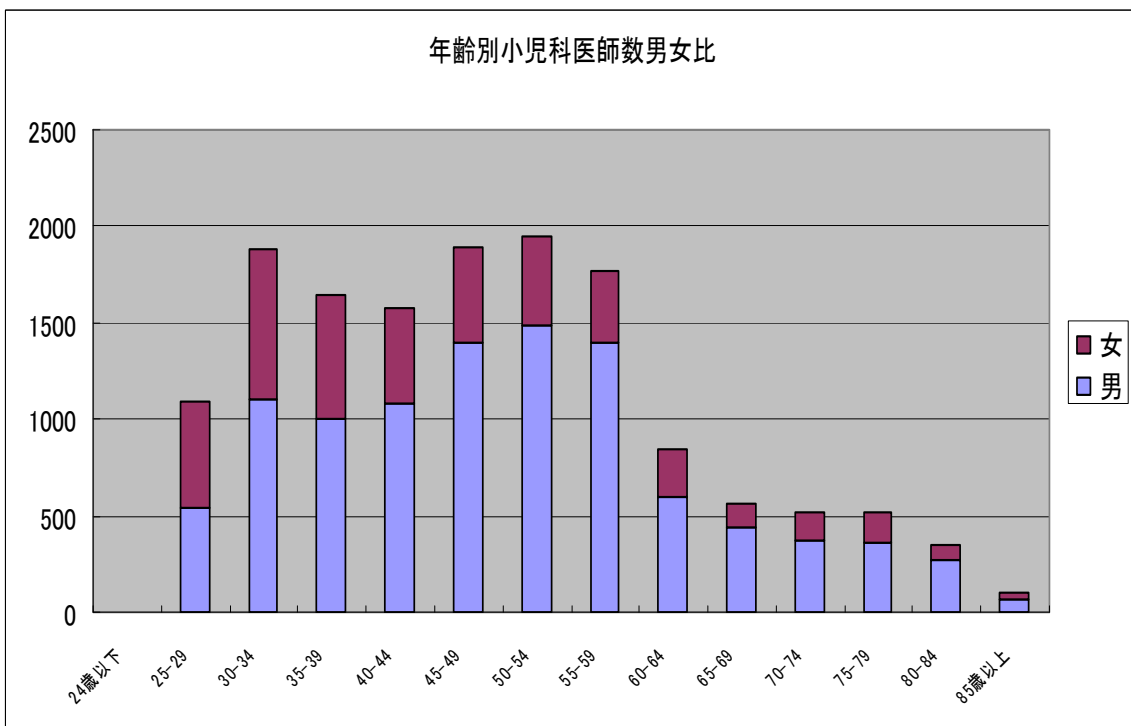
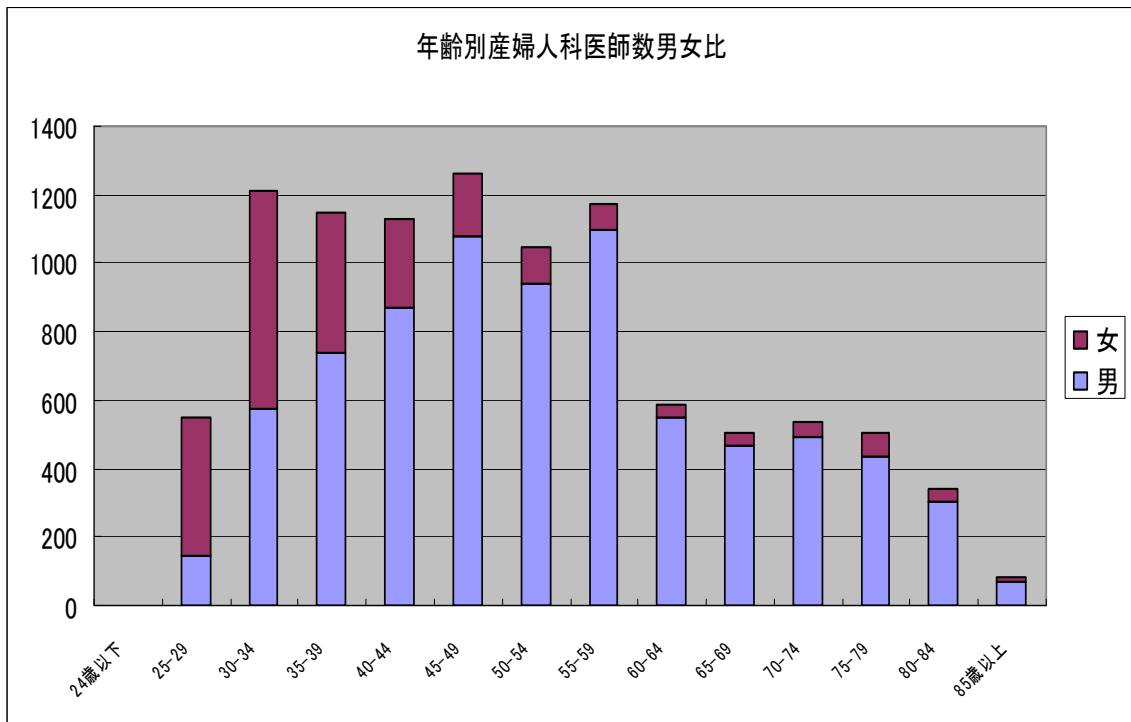
各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待」



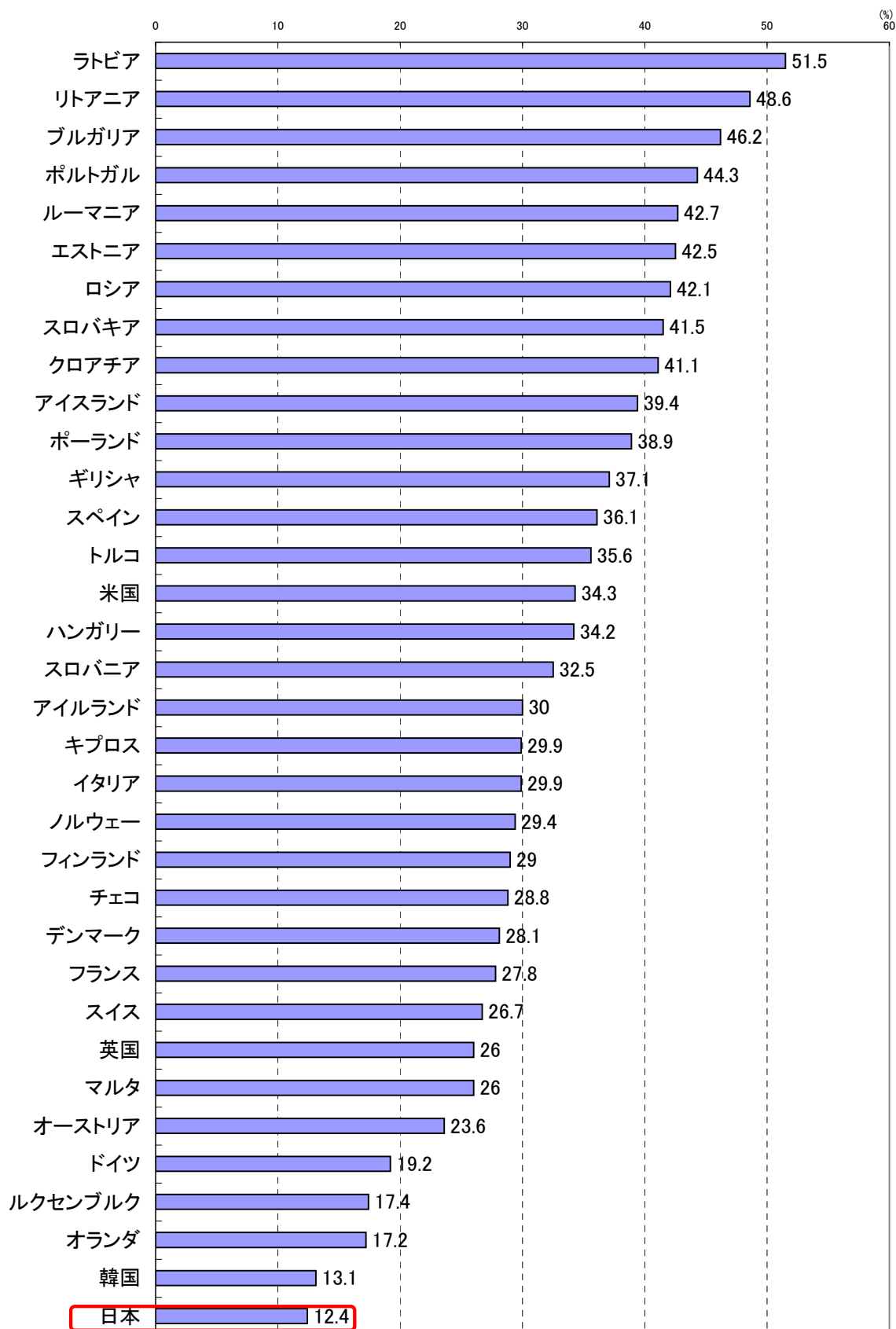
(備考) 「「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標」より。
原則2007年、ただし、*は2006年、**は2005年のデータ。

年齢別小児科医、産婦人科医数男女比



(備考)平成18年厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査より作成。

研究者に占める女性の割合の国際比較



(備考) 1. EU諸国の値は、英国以外は、Eurostat2007/01に基づく。推定値、暫定値を含む。ラトビア、リトアニア、スロバキア、ハンガリー、チェコ、マルタは平成17年(2005年)、ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、アイルランド、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは平成15年(2003年)、トルコは平成14年(2002年)、その他の国は平成16年(2004年)時点。英国の値は、European Commission "Key Figures 2002"に基づく(平成12年(2000年)時点)。

2. 韓国及びロシアの数値は、OECD "Main Science and Technology Indicators 2007/2"に基づく(2006年時点)。

3. 日本の数値は、総務省「平成19年科学技術研究調査報告」に基づく(平成19年(2007年)3月時点)。

4. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。平成15年(2003年)時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

女性国家公務員の登用状況

(平成18年1月現在)

	全 体								
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち本府省課長、準課長相当職以上					
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職以上		
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
内閣官房	555	43	7.7%	102	0	0.0%	18	0	0.0%
内閣法制局	65	11	16.9%	28	0	0.0%	5	0	0.0%
人事院	662	148	22.4%	109	5	4.6%	20	1	5.0%
内閣府	2,219	345	15.5%	278	11	4.0%	53	1	1.9%
宮内庁	710	76	10.7%	45	0	0.0%	8	0	0.0%
公正取引委員会	658	108	16.4%	59	2	3.4%	12	1	8.3%
国家公安委員会 (警察庁)	4,632	430	9.3%	234	0	0.0%	65	0	0.0%
金融庁	1,162	125	10.8%	125	1	0.8%	14	0	0.0%
総務省	5,108	855	16.7%	563	1	0.2%	66	0	0.0%
法務省	16,377	3,973	24.3%	404	12	3.0%	26	0	0.0%
外務省	5,158	1,150	22.3%	691	22	3.2%	64	0	0.0%
財務省	15,439	2,441	15.8%	870	3	0.3%	80	0	0.0%
文部科学省	2,031	328	16.1%	349	16	4.6%	34	1	2.9%
厚生労働省	45,280	11,057	24.4%	880	46	5.2%	102	5	4.9%
農林水産省	23,160	2,638	11.4%	791	12	1.5%	61	0	0.0%
経済産業省	6,486	1,203	18.5%	628	8	1.3%	73	1	1.4%
国土交通省	47,145	4,099	8.7%	1,980	11	0.6%	149	1	0.7%
環境省	1,105	118	10.7%	129	4	3.1%	17	0	0.0%
防衛省	14,968	3,466	23.2%	529	1	0.2%	51	0	0.0%
会計検査院	1,235	227	18.4%	182	0	0.0%	20	0	0.0%
合計	194,155	32,841	16.9%	8,976	155	1.7%	938	11	1.2%

(備考) 1. 「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」(平成19年10月総務省、人事院調べ)より抜粋。

2. 対象は、一般職給与法の行政職俸給表(一)、指定職俸給表適用者並びに防衛庁職員(行政職俸給表(一)、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者)。

3. 「本府省課長、準課長相当職以上」とは、本省及び外局の内部部局又は地方支分部局において、一般職給与法の行政職俸給表(一)9級(防衛省においては平成18年1月31日現在、その他については平成18年1月15日現在)相当職以上の職員をいう。

4. 「指定職以上」とは、一般職給与法の指定職俸給表の適用がある職員に相当する職員をいう。